

中央区の住宅宿泊事業届けにおける不正・違法行為の立証資料

提出者：渡部 薫

Mai

目次

【G】 目的と被告に関して	3
【J】 審理のポイント	6
【O】 被告の届出の拒否理由に対する反論とその立証	7
【W】 行政手続法第37条届出に対する違法行為とその立証	11
【P】 原告による立証プロセス	14
P1) 行政手続法違反の立証	15
P2) 地方公務員法違反の立証	16
P3) 職権濫用罪の立証	17
P4) 住宅宿泊事業届けが有効である立証	20
P5) 損害賠償請求額の立証	22
P6) 中央区の条例により住宅宿泊事業の制限は適法か違法かの審理	22
【C】 中央区の正当理由の立証責任	23
【L】 三権分立、憲法と基本的人権の侵害	26
【M】 民泊制限条例は適正な条例か	26
【T】 原告の法的解釈	27
【D】 証拠一覧	29
【E】 わかりやすい説明	30

【G】 目的と被告に関して

G_1) 訴訟の目的

原告は、2018年6月15日に施行された住宅宿泊事業法に伴う住宅宿泊事業届けを東京都中央区に届出し、120日（4ヶ月）以上も長期に渡り担当職員とやり取りをしてきたが、被告である中央区職員の度重なる届出の妨害行為および不正・違法な行政手続き対応によって届出番号を得ることができないため【損害賠償請求訴訟】にてその【手続きの適正】および【届出の地位確認】【届出者の権利侵害の範囲の確認】をするものである。

原告は、全国主要自治体に住宅宿泊事業届出を100通ほど提出したが、東京都中央区の行政手続きおよび担当職員の対応が明らかに他の自治体と異なり不正・違法行為と見なさざる得ない。全国の自治体には6月15日の民泊施行日までに誠意を尽くし丁寧に手続きの対応してくれた職員がいるにもかかわらず、被告中央区の対応は、こうした職員の名誉と職務を傷つけるものである。この訴訟において国民の監視下のもと適正な行政運営ができていないかその行政手続きの基準と判例を作り、今回の住宅宿泊事業届出という行政手続きにおいて届出の有効・無効の基準、形式上の要件の定義、そして手続きそのものの手順と過程において行政手続きの適正と不適正の範囲を明確にした判例を作ることを目的としている。またこの判例作りは国交省（観光庁）も望むことであることと、省庁担当者には提訴の理由その他事情を説明し理解していただいていることを申し伝えておく。

原告は【中央区の行政手続法違反の立証】により住宅宿泊事業法に則った【届出手続き過程そのもの】が【不適切で違法なもの】であり、【原告の届出は有効】である、ということを立証する。

この裁判で原告が被告に対して立証するものは

- 【行政手続法違反】
- 【地方公務員法違反】
- 【職権濫用罪】

の3つであり、
これらの不正・違法行為の立証により

- 【損害賠償額の範囲】
- 【民泊条例の有効性】

の審理となりその損害の範囲を規定するものとなる。

被告はこれらの不正・違法行為を否定し、適正かつ合法的に手続きを処理したと主張するはずなので、原告の示す不正・違法行為の証拠に対して一つ一つ反論と、それが正当かつ適正な行為であることを立証する責任がある。

しかしながら一方で被告が正当な理由で届出が無効であるとするなら、原告は被告に対し【無効決裁通知書】を求め、被告はその義務を負う。

これがないと【行政不服審査請求】や【行政手続不作為の申立】ができないと総務省行政相談窓口担当者からアドバイスがあり、またそもそも許認可申請制でない届出を拒否したり無効にすることは考えられず、修正を受け付けないというのが信じられないというのが行政書士や相談窓口担当者の意見であるためである。

・提訴に至る止む得ない理由

原告は提訴に至るまでに住宅宿泊事業法の管轄省庁である国交省観光庁および総務省行政手続相談窓口、東京都および中央区行政手続相談窓口、弁護士、行政書士と関連するあらゆる相談窓口にご相談し、双方が円満かつ適正な手続きを実施するよう中央区に求めてきたが、被告はいかなる機関のヒアリングや通告に対しても、この裁判で明らかになる理不尽かつ不適切な対応しかせず、原告の届出手続きを妨害するだけでなく、被告の手続きは適正だと主張し、届出の無効決裁通知書を提供しないばかりか、原告に届出を取り下げるよう義務のない強制をしてその公権力を違法に行使し、職権乱用を繰り返すため提訴に至った。また被告中央区は国民の基本的な人権を侵害するだけでなく、一行政機関が憲法まで侵害するに至り、原告は、このような法令と権利を無視し、不正・違法な行政手続きが行政内で常習化し、多くの国民（市民・区民）が同様の被害に遭っていると思われるため、一国民としてこの独裁的で横暴な行為に対して警告をしなければならず、被告中央区に至っては自治権で保護されている地方自治の権利と国民が憲法で保証されている権利の理解について大きな過ちを犯しており、中央区のような行政運営はまさに独裁者が行うやり方であり、これが提訴の理由となった次第である。

原告は、今回の訴訟において

【中央区の不適切な行政手続き対応に対する責任の追求を主目的】

としており、それを立証することによって中央区の行政組織とその担当職員の【地方公務員法違反】および【職権濫用罪】の立証であることを明記しておく。【損害賠償請求は本裁判にて審理してもらうための訴訟手段】に過ぎず、条例の適法性の審理はその後の実害の算定に必要な問題であり、国家賠償請求が国民の税金によって補償される重大性は十分理解しており、本来はこのような提訴をしたくなかったことを申し伝えておく。

G_2) 原告の目的

原告の主張は、行政手続きが適正に行われていないのだから、中央区の無効認定そのものが無効であることを立証し、

そもそも中央区は無効決裁通知書も原告に提出しておらず、無効決裁しているかどうかも怪しく、届出の地位確認と

手続きそのものが違法で無効であるなら、届出は2018年5月6日に到達しており、中央区の不可逆的に修正ができない主張は無効であり、住宅宿泊事業法の施行日である6月15日までに十分な修正期間があり、修正ができたと仮定すれば6月15日に原告の届出の義務は完了し、被告から原告に届出番号交付が間に合ったはずであり、届出番号を取得した6月15日以降の損害賠償金額を算定することである。

【行政手続法違反】が立証されれば、【地方公務員法違反】となり、さらに国民に義務のないことを強制させたことを立証することになり【職権濫用罪】の立証となり、原告はこれらの違法行為の文言が判決文に含まれることを強く望むものである。

極端に言えば、被告が届出の無効決裁通知も出さず、独自の見解と解釈のみで届出を扱い法的な有効・無効性を立証せず、原告に届出を取り下げろという強制は、殺人事件であれば証拠もないのにお前が殺したと自白しろと強制しているのと同じであり、公務員として最高・最大級の職権濫用罪に当たる。被告は適正な手続きを自信を持って履行しているのであれば無効決裁通知書を提出すればよいだけの簡単な話しである。

※なお、現時点で中央区および職員の違法性は立証されておらず、この後の文書で出てくる不正・違法という言葉は、あくまで原告側の見解及び解釈による不正・違法という定義であり、被告に対して法的な意味合いを持つものではない。不正・違法という言葉を使わなければ原告の真意が伝わりにくいため、敢えて【不正・違法】という言葉を使うことをご了承願いたい。【不正・違法】認定はあくまで裁判で裁定するものであり、原告がその裁定を下すものではないことを申し伝えておく。

G_2) 被告：中央区行政職員リスト

G_2_1) 行政の長：中央区長 矢田美英

→実質の行政手続き業務権限は福祉保健部に移譲していると思われるが届出は区長宛なのと行政手続き最終決裁者であるため、ただしどのような命令系統と指示で権限を移譲したかの証明は必要

G_2_2) 真の被告：行政手続き担当者：X氏

ほとんどの行政手続き不正・違反と職権濫用行為は、本職員X氏によるものであり、決裁権限等の立証責任を負う

中央区福祉保健部生活衛生課長

中央区保健所生活衛生課長

G_2_3) 組織として被告

G_2_3_1) 中央区福祉保健部（生活衛生課）

住宅宿泊事業届けの行政手続きの適正かつ透明性の担保と決裁責任者および届出の地位証明の立証責任を負う

G_2_3_2) 中央区総務部参事（連絡調整・特命担当）

本行政手続きが適正に行われているか区内調査依頼をしたときの回答者

総務課長事務取扱 Y氏

【J】 審理のポイント

行政手続きが【適正だった】か【不適切だった】か →行政手続法違反の立証
→どの程度の行政手続法違反があり、その程度と範囲の追加審理が必要

次に被告中央区の行政手続きが適正であっても、不適正であっても住宅宿泊事業届けが有効か無効かは別の審理である

原告渡部薫の住宅宿泊事業届出は【有効】か【無効】か

→いずれの場合も中央区は有効・無効の公権力行使による決裁をしているはずだが、原告届出者に決裁の立証をしていないためその立証が必要

具体的には、2018年5月6日に届出の行為義務は完了しており、届出の形式上の要件を満たすのみであったが、原告は届出は必ず修正できるものとして認識し、修正にも弁明・面談にも応じないのは被告による届出の妨害行為として、届出の完了を宣言し届出番号交付を求めたが、被告は9月5日によろやく届出が修正できないものとして無効解釈できる文言で原告に通知したため、これを持ってこれ以上のやり取りは無駄という判断で提訴にいたる。

審理を結論は以下のいずれかになるはずである

- J_1) 行政手続きが適正で、届出が有効
- J_2) 行政手続きが適正で、届出が無効
- J_3) 行政手続きが不適正で、届出が有効
- J_4) 行政手続きが不適正で、届出が無効

被告の主張は、J_2である

原告の主張は、J_3であり

原告は、被告の不適切な行政手続きを立証し、届出が有効であることを立証する

被告は、この裁判で適正な行政手続きとはどういうものが立証し、届出が無効であることを立証せよ

被告中央区は、届出の結果責任（決裁責任）である届出が有効か無効かの被告の判断基準が住宅宿泊事業法に基づいて適正であれば、行政手続法にも適正だと主張するが、それは大きな間違いであり、行政手続法は行政機関が適正に手続き過程と手順を踏んでいるかという判断基準であり、届出の結果責任に影響しない。被告の主張や解釈が通るのであれば、検察は刑事訴訟でいくらでも不正・違法な証拠を集めることができるし、郵便配達職員は、郵便さえ届け出ればいいのであれば道交法を無視し、違法行為を繰り返せることになる。届出は修正できるものであることが大前提にあり、被告が届出が修正できないと前提にする手続きの不備・不正行為の認定可否を審理する。

行政手続法で定義しているのは手続きの【行為】と【届出書/申請書】の必要十分条件であり、被告の行為の適正の審理であることを十分理解するよう求めるものである。

すなわちここで主問題として審理する最も重要なことは、被告中央区が適正な行政手続き過程と手順を踏んだか、でありその過程と手順の行為に不正・違法性があれば原告に不利益な届出の結果も無効となり、原告はこれを立証する。

【0】 被告の届出の拒否理由に対する反論とその立証

まず最初に中央区の届出拒否・無効理由と修正が効かないとする根拠に対して反論し、原告の正当性を立証する

O_1) 【被告の言い分】6月1日に受信した拒否理由

① 住宅宿泊事業届出書 第四面内、【第2条各号に掲げる家屋の別】として、【入居者の募集が行われている家屋】を選択していただいておりますが、一方で、[6]入居者募集広告の資料中には、「新築一棟民泊レジデンス」と記載があります。国が示す住宅宿泊事業法施行要領（以下、「ガイドライン」と言います。）に基づき判断いたしますと、【入居者の募集が行われている家屋】の定義である【住宅宿泊事業を行っている間、分譲（売却）又は賃貸の形態で、人の居住の用に供するための入居者の募集が行われている家屋】に該当すると言えないところです。

また、同じく[6]の資料中に「全9部屋まとめ借りのみの募集」との記載がありますが、これは同じくガイドライン上の【入居者の募集の意図がないことが明らかである】という内容に該当する可能性が高く、これもまたガイドライン上の【入居者の募集が行われている家屋】の定義を満たしていると言えないところです。加えて、この場合必要ではない[7]随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類も添付されておりました。仮にそちらを選択されていたとするならば、広告の記載内容から、ガイドライン上この条件に該当しないとされる【民泊専用の新築投資用マンション】であると判断されます。以上のことから、（1）【第2条各号に掲げる家屋の別】は、どちらの内容なのかご確認ください。（2）どちらであったとしても、現在提示されている内容を元に判断するならば、条件を満たさないと判断されるため、改めてご確認くださいと思います。

O_2) 【被告の言い分】6月8日に受信した拒否理由

さて、今回ご提出いただきました書類について、慎重に確認をいたしましたところ、

- ①当該住宅に係る広告の記載内容
- ②所有ではなく賃借物件であり、自身の住民登録は近接区であるという点
- ③同一人が複数の部屋を賃借しているという点
- ④水道料金の領収書が建物全体に係るものであり、宛名が会社名義であるという点

これらの点から、国のガイドライン上の【随時居住の用に供されている家屋の具体例】のいずれにも当てはまるとは言えず、客観的に【随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている】と判断するのは困難であり、民泊専用の新築投資用マンションである可能性が高いとの判断に至りました。つきましては、現状、貴殿の8件は、住宅宿泊事業として届出受理とすることは難しいところです。

O_3) ↓ 反論【原告の立証】

住宅宿泊事業届出書 第四面内、【第2条各号に掲げる家屋の別】として、【入居者の募集が行われている家屋】を選択

→6月1日にすぐに返信で、原告からこの選択は間違いだったので【随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋】に【修正願い】を出しており、【随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋】になった時点で、添付書類の[6]入居者募集広告の資料は届出添付資料から外れることになり、届出の形式上の要件から除外される。そのため被告が主張する「新築一棟民泊レジデンス」云々および6月8日の拒否理由の一つでもある民泊専用の新築投資用マンションである可能性が高いという拒否理由は、届出者には関係がなく、届出に影響するものではない。

100歩譲って投資用うんぬんが影響するのは法的にはこのマンションの所有者が住宅宿泊事業者として届出をした場合であり、原告は【随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋】として【普通賃貸借契約を締結】しており、これが届出の条件として認められないのであれば、賃貸借マンションの部屋での届出は受け付けないということになり被告の解釈は無効である。

[6]入居者募集広告の資料中には、「新築一棟民泊レジデンス」と記載がありと拒否理由の一つとしているがこの広告の主体はこの建物の所有者であり原告の広告ではない。また後述する通り、家屋の種別の修正をすればこの[6]入居者募集広告の資料は形式上の要件に含まれない

[6]の資料中に「全9部屋まとめ借りのみの募集」との記載がありますが、これは同じくガイドライン上の【入居者の募集の意図がないことが明らかである】という内容に該当する可能性が高くとあるが、原告が賃貸借契約を結んだのは届出をした8部屋であり、一棟「全9部屋まとめ借りのみの募集」は建物の所有者を主体者として意味を持つものであり原告の届出の要件に影響しない

↓

一方で被告は原告が【入居者の募集が行われている家屋】ではなく【随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋】の間違ひではないかと推測して拒否理由を述べているのでそれについても反論する。

【被告の言い分】

仮にそちら【随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋】を選択されていたとするならば、ガイドライン上この条件に該当しないとされる【民泊専用の新築投資用マンション】であると判断されます。

原告は住宅宿泊事業届出書 第四面内、【第2条各号に掲げる家屋の別】で

【随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋】であると修正する。

上述したとおり、【民泊専用の新築投資用マンション】というのはこのマンションの所有者に当てはまる解釈であり、この所有者が事業者として届出をした場合には被告の解釈が有効であるという考えも否定はしないが、原告の届出には一切影響しない。

もし原告の普通賃貸借契約で借りている部屋が【民泊専用の新築投資用マンション】と解釈するのであれば、その法的かつ有効な解釈を立証せよ。またもしそれが立証されるなら全国の普通賃貸借契約の部屋の民泊の届出がすべて無効になるという解釈になり得、賃貸借部屋で民泊ができなくなることを意味するのでこの解釈はあり得ないことがわかる。

↓

原告の届出が【随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋】に修正したとして被告は新たに4つの拒否理由を上げているがこれについて反論する。

※被告は届出は修正できない届出であり無効としているが、すでにこのやり取りで届出は修正できることを示唆しており自己主張と矛盾の証明をしている。

① 当該住宅に係る広告の記載内容

→上述の通り、広告の内容は原告には無関係であり、届出に影響を及ぼさない

→「新築一棟民泊レジデンス」建物マンションそのものが届出の要件に合わず届出を拒否・無効理由とするなら、被告は本マンション同一住所で別の届出者に届出番号を交付済みであることの矛盾を説明せよ。

→届出の形式上の要件に関係のない解釈は届出の妨害と認定する

② 所有ではなく賃借物件であり、自身の住民登録は近接区であるという点

→住宅宿泊事業法の届出の要件に、届出物件は所有物件でも賃借物件でもその制限はなく届出できるため届出に影響しない

→原告の住民登録（中央区隣接の江東区）だからということで届出の要件を満たさないと、行政区が拒否できるとはどこにも書いていない。法令および形式上の要件にその要件があるなら立証せよ。そもそも隣接区ならNGで、北海道とか沖縄とか離れていたらOKとかそんなバカな条件があるわけがなく、これは被告の届出の妨害行為に認定する。

③ 同一人が複数の部屋を賃借しているという点

→住宅宿泊事業法には同一人が複数の部屋の賃借し、届出を出してはいけないとは規定しておらず届出の形式上の要件に当てはまらない。もし規定しているのならその条項、条文を立証せよ。

→婚姻届出のように法律で重婚を認めてなければ同一人の複数の届出を無効にすることはできるが、住宅宿泊事業届けにそのような制限はない

→仮に複数届出の制限があったとしたら、原告は届出者名義を変更・修正することで回避することができ、被告の修正できないと主張も矛盾する

④ 水道料金の領収書が建物全体に係るものであり、宛名が会社名義であるという点

→[7]随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類のことであるが、ガイドラインでは届出者が文字通り居住の用に供されていることを証明するために添付したものであり、それ以上の解釈はない。被告の主張を補完するなら、単に水道料金の領収書は[7]随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類にならないので却下、他の証明書を提出せよ、で終わる問題であり、実際ガイドラインでは近くのコンビニで日用品を購入した領収書（レシート）や公共交通機関の領収書でよしとされている。また100歩譲って水道料金の名義に問題があるなら、届出者名義に変更修正すればよく、被告の言う修正できない要件には当てはまらず、これも届出をなんとかして無効にしようとする痛ましい努力であり、妨害行為と認定する。なお原告はコンビニで日用品を購入した領収書（レシート）も提出しており、住宅宿泊事業届出の形式上の要件を満たしていることを明記しておく。100歩譲って被告の水道料金領収書が修正の効かない要件を満たさない書類だとしても、一つの書類（コンビニの領収書）は要件を満たし、一つの書類（水道料金領収書）が要件を満たしていない場合、要件を満たしていない書類が採用されないだけで、届出全体の無効基準になることはない。届出に対する無効基準や要件は明確に法律に明記されるものであり、例えば婚姻届出でいうと年齢制限であったり同一性や重婚を認めないというのがそれであり、届出者と名義の異なる水道料金領収書が届出を無効にできるとは住宅宿泊事業法に記載していないし、住居の要件に当てはまらないとする被告の解釈も、ひとつの書面は要件に当てはまっていることを考慮すると、届出者に不利益な書面を形式上の要件の一つとして採用しており、被告は届出を無効にしようとする意図的に行政手続きを行っており、原告はこの解釈を認めない。

⑤ 追加反論

被告は主な拒否理由として

投資用民泊マンションであり無効 →所有者の問題であり、届出者に影響しない

同一人が複数の賃借しており、居住しているとは認められないというのがあり、それには反論済みだが、

さらに追加で原告の主張に正当性があることを立証する

投資用民泊マンションを無効と認定するのであれば、このマンションには9部屋あり、1部屋も届出が認められないはずであるが、被告中央区は同一住所の原告が借りていない別の部屋の届出を受理し、届出番号を交付しており、原告に対する拒否・無効理由と矛盾している。【証拠 D_10）】

原告は被告に対して自らの解釈と矛盾する公権力行使（届出番号交付）に対して説明を求め、もし正当な理由なく原告の届出だけを標的に届出差別と妨害したことが立証される場合は、違法な公権力行使として職権濫用罪を認定する。

被告は、同一住所で原告と異なる届出者に対して届出番号を交付しており、原告の修正できないとする届出と何が違うのか立証責任がある。

同一人が複数の賃借をしている、すなわち原告が8部屋分の届出を出したことを指しているが、上述反論したとおり住宅宿泊事業法には365日のうち1日でも居住していれば居住と認めると条文に記載しており、これを厳密に解釈するなら同一届出者は364個の届出番号を得られることになる（364日分+自宅1日分）8部屋の届出は法令にも形式上の要件にも抵触していないが1000歩譲って、もし複数の賃借で複数の届出を出していることが届出拒否・無効の理由となるなら、被告の適正な対応は、7部屋は認められないが、1部屋分は届出番号を交付する、ではないか。婚姻届出の事例を出したが8人との重婚届出は認められないだろうが、1人の婚姻届は有効なはずである。8部屋分すべてを無効解釈するのは、被告の届出に対する強い憎しみと妨害行為であると認定する。

ちなみに他の自治体は、同一人による複数の届出を受理【証拠 D_11】しており、中央区の解釈は自治権の範囲を遺脱している。中央区が同一人の複数の届出を無効にするのであれば、その法的根拠を示せ。これが認められるなら同一住所における同一人の複数届出を認めない判例となり被告の解釈はあり得ない。

一万歩譲って仮に同一人物が同一住所に対し複数の届出を認めない条項・条文があるのであれば、届出者そのものを修正・変更すればよく、届出が修正できないという被告の主張は妨害行為および届出の要件定義を誤認させる故意の行為であり適正な指導とは言えない。

住宅宿泊事業法は、国が国民に与えた法律と法令に基づく権利であって、中央区はその国から届出受理業務を委託された法定受託事務業務であり、中央区が住宅宿泊事業法および施行規則に独自の解釈や立法権、司法権を行使することはできない。

【W】 行政手続法第37条届出に対する違法行為とその立証

中央区が届出を届出として扱わない解釈と証拠

中央区が届出無効の理由としてあげていることに反論し、その正当性を立証し、またいくつかは中央区がその解釈と矛盾について立証責任を求めたわけだが、そもそもの問題は、被告中央区が住宅宿泊事業届けを行政手続法第37条届出の法令に沿って適正な手続きをしないことにある。

■住宅宿泊事業法施行規則：平成二十九年厚生労働省・国土交通省令第二号 <https://goo.gl/XmzlpQ>
第4条7 都道府県知事は、第一項の届出があったときは、届出者に、届出番号を通知しなければならない。

と規定されているにもかかわらず、以下のやり取りからも届出を妨害しようとする強い意思を感じることができる。こちらの質問にも回答せず、行政書士や弁護士の同席も面談も認めず、一方的に被告の解釈のみ押し付けて届出を無効にするのは届出書を無効にする違法な公権力行使であり、本当に無効であるなら、決裁責任者が無効決裁通知書を提出すべきであるがそれすらもしないのは、自らの手続きに不正があることの証明とみなす。

■行政手続法第37条

法令に規定する形式上の要件に適合する届出が提出先の事務所に到達したときは、届出者側の手続上の義務が履行されたものとする

原告の届出書は2018年5月6日に提出先事務所に到達しており、届出の義務が履行された

被告が届出を無効にしている理由は拒否理由の通りだが、形式上の要件を満たしてないばかりか修正すらできないという主張と解釈は受け入れないが、仮に無効だとしたら被告は原告に対して無効決裁通知書を提出する義務があり、それを拒否しつづけているのは、無効決裁されておらず、届出が有効である証拠である。

被告の届出が修正できず届出そのものが無効だとする解釈に対する反論

・9月5日に受信した拒否・無効理由

>渡部様は、この要件を今から満たそうとして、届出書の修正や追加書類の提出について言及されていますが、現在の不備は、形式上のもではなく、上記要件すなわち実体的な意味における義務に関するものであって、事後的に修正できる性質のものではありません。

行政手続法における被告の不正・違法行為

① 届出が無効であると明確に言わない（記載しない）

【事後的に修正できる性質のものではない】のであれば6月1日の最初の拒否回答で【明確に届出が修正不可で無効だと言及】すべきで国民がご認識するような言葉を使うべきではない。被告は自らが【届出が無効】だという言葉を取って使っておらず、原告がその意味を察して自ら届出を取り下げさせようと公権力の違法な行使で強制的に誘導している。

② 【困難】 【可能性が高い】 【受理することは難しい】 という日本語は届出の無効および100%の否定を意味しない。敢えて言及しないが被告は広辞苑なり辞書を引っ張りだして日本語を学び直せ。

この言葉からどうやって届出が不可逆的に無効なのか原告が理解することは不可能である。6月1日以降何度も届出の有効性と修正について問い合わせしており、被告は原告が届出が無効と認識していないことを理解している。中央区保健所X氏すなわち被告の言いたいことは、この言葉から

【届出は無効で事後的に修正できる性質のものではない】

のでそれを察して、被告は届出の無効決裁証明ができないため、原告が自ら届出を取り下げるべきと強制誘導していることの証である。

このように被告は原告に対して120日以上もの届出手続きを妨害し、無駄な時間を国民に強いて、その公権力の違法な行使と職権を濫用したと認定する。

③ 届出無効決裁通知書の提出を無視

原告は、6月12日に被告が届出を無効にし届出番号交付の拒否をするのであれば、拒否理由については決裁責任者の捺印入で拒否理由書を書面の提出を要求した。

原告の度重なる届出無効決裁通知書の提出を無視し、だれがいつどのような決裁権限を持って、国民の権利である住宅宿泊事業法の届出を無効にしたのか明らかにしない。これは区内で無効決裁できておらず、被告が不正・違法に原告に届出を強制的に取り下げようとさせている証拠である。被告が主張するとおり、適正な行政手続きを履行し、正当な理由で拒否するのであれば、【困難】【可能性が高い】【受理することは難しい】の言葉を使わずとも、届出無効決裁通知書の提出すればよい。無効決裁証明書を提出しないことが、被告の不正・違法行為と職権濫用罪の何よりの証拠である。

----- メッセージ -----

From: [REDACTED]

日付: 2018年6月27日 1:19

件名: RE: 【中央区】 5月6日付 住宅宿泊事業の届出に係る書類の内容について
渡部薫様

中央区福祉保健部生活衛生課長のXです。遅くなりましたが以前のメールに回答いたします。

まずは理由を書面でとご所望ですが、理由については既にご案内したとおりであります。

電話やメール、口頭の申し出に対して特別に文書を発することは考えておりません。

また、書類の返却ですが、「住宅宿泊事業届出書」以外の添付書類はお返ししたいと思います。

その際は、渡部様から届出を取り下げる旨の文書をいただくと幸いです。

弁護士同席の面談をご希望とのことですが、本区担当を通じて日程を調整のうえお越しいただければと思います。

なお、取材については、本区広報課に申し込まれるように記者の方へお伝え願います。

渡部様に限らず、住宅宿泊事業については慎重に対応しており、質問から回答までに期間を要することをご理解願います。

----- メッセージ -----

【電話やメール、口頭の申し出に対して特別に文書を発することは考えておりません】被告は公権力を行使しながら、だれが決裁者でその公権力を行使したのか国民に証明しない。

被告の【渡部様から届出を取り下げる旨の文書をいただくと幸い】と一見丁寧なお願いをしているように受け止められるが、【公権力を持っている側】が、原告に対してお願い、要望、依頼、要請、要求などのいかなる行為が伴う指示をした場合で、それが国民の義務でなく、原告側がどのような言葉であれその指示に圧力を感じたとすればそれが強制に当たるということを認識するか、そうでなければこの行為は強制に当たらないということ立証し、原告は届出の行為に対する取り下げ命令と受け取るが、被告が否定するならばこれが職権濫用罪に当たらないと立証せよ

【弁護士同席の面談をご希望とのことですが、本区担当を通じて日程を調整のうえお越しいただければと思います】と一度は面談による調整の可能性があったが、以後被告はこちらからの面談の要請も委任状を持った代理人の窓口相談も徹底して無視して門前払いしており、原告の弁明も説明の機会も与えず、一方的にその公権力を行使した。

【住宅宿泊事業については慎重に対応しており、質問から回答までに期間を要する】とあるが住宅宿泊事業法と住宅宿泊事業届出は国が国民に与えた権利の届出手続きであり（法令・省令）であり、国から被告中央区に委ねられたのはその事務手続き代行であって、届出番号を交付するか否かの立法権も司法権も有しない。三権分立では行政は行政権のみ与えられており、被告が行使できる自治権の範囲の公権力は届出番号交付後の住宅宿泊事業の運営制限や指導のみであって、住宅宿泊事業届出は行政手続法第37条届出に沿って粛々と進めなければならない、その形式上の要件の確認において、被告が自らの解釈を一方的に原告や届出者に押し付けることはできない。届出の確認作業のみであれば、慎重に対応する必要はなく、質問から回答までに期間を要するとしても3営業日が許容できる範囲で1週間や2週間も回答に期間を要するのは適正な対応と言えない。仮にそのくらいの期間がかかるのであれば、その趣旨の回答を先にするのが適正な対応である。

④ 追加立証：届出の地位確認

原告は、2018年10月31日（修正11月1日）に原告の届出が中央区内で法的にどのような状態にあるのか地位確認した。被告からはメールでの返答はあったが、地位確認については未回答であったため、原告の地位確認の通り、届出は無効決裁されておらず有効なまま中央区内に保管されており、原告の届出の義務が完了していることをの証明となり、11月9日付けで原告の届出地位確認通知書を通知した。【証拠 D_6】また被告Xからは回答文に本区=中央区という表現をしているため、原告の主張が認められた場合は、中央区組織としての組織的不正・違法行為の証拠の一つとして証拠採用する。

【P】原告による立証プロセス

被告の不正・違法性は、単に届出の有効・無効決裁という結果に留まらず、その手続き過程にあるためP1からP6までの立証プロセスにより一つ一つ丁寧に被告の不正・違法性を立証する

【民泊条例】の審理には【損害賠償請求額の認定】が必要でそのために【届出が有効である】ことの立証が必要でそのために【行政手続法違反】の立証および【住宅宿泊事業法の解釈の審理】が必要で、その過程で【地方公務員法違反】と【職権濫用罪】を立証する。

P1) 行政手続法違反の立証 ※立証は別途詳細資料を用意する

その過失程度、重大性、損害と影響力の大きさ

適正と不適正の定義と基準

一職員の違法行為か組織的違法行為か

↓

P2) 地方公務員法違反の立証

行政手続法違反が立証されれば自動的に地方公務員法違反の立証なり、審理はその程度の問題

→対象範囲とその程度の裁定は、裁判官ではなく自治体の長であるならここでは地方公務員法違反の認定可否のみとなる

懲戒処分対象か否か

どの程度の処分相当か審理

↓

P3) 職権濫用罪の立証

※行政手続法違反および地方公務員法違反は、職員および中央区がその公権力を濫用したかどうかの審理
職権濫用罪が立証された場合には刑事訴訟にてその程度と範囲について検察が捜査し、確定するためここでは、職権濫用罪の認定可否のみ審理する

いかにして中央区職員はその職権を濫用し、国民に義務のないことを強制し権利を侵害したか

行政手続法の行為の過程における職権濫用罪

行政手続法第37条届出に対する違法な公権力の行使の決裁（無効決裁および有効決裁含む）

公務員として国民に奉仕する義務に対する職権濫用罪

住宅宿泊事業法の解釈に関して、行政にはない立法権、司法権の濫用による三権分立の憲法違反

職員個人の職権濫用か、組織として職権濫用か

↓

P4) 住宅宿泊事業届けが有効である立証

※P1) P2) P3) を通じ、以下に中央区および職員が行政手続法第37条届出を踏みにじり、届出を不正・違法に無効にしたか立証する

行政手続法第37条届出が有効になる必要十分条件を立証する

届出が到達し、義務が完了したことを立証する

形式上の要件満たすこと →満たせない妨害行為を立証する

↓

P5) 損害賠償請求額の立証

P4) の立証により、本来6月15日から住宅宿泊事業の権利と利益を享受できたであろう届出者の損害額を合理的に算出しその根拠を立証する

※P4が立証されなければ損害は発生せずP5は無効

P5_1) 中央区条例内の平日制限ありの場合の損害額算出

P5_2) 中央区条例外の平日制限なしの場合の損害額算出

↓

P6) 中央区の条例により住宅宿泊事業の制限は適法か違法かの審理

中央区の民泊条例が適法か違法かはP4とP5が立証できて初めて原告側にその不利益立証が可能になり審理できる

届出が被告の主張通り無効と立証されれば民泊条例は原告の利益・権利には関係ないことになる

また平日制限の損害がなければ実質の被害がなく条例の影響はほぼないことになる

※届出が有効で、条例による民泊制限の被害を立証する

P1) 行政手続法違反の立証

被告は届出の結果（無効）のみで行政手続法の沿って適正に対応したと主張しているが、原告はそれを強く認めない。行政手続法違反に関しては、その結果責任に限らず、その手続き過程における大なり小なりの小さな積み重ねの行為の検証が必要であり、手続き完遂までの結果を裁定するだけではない。重要なのはその手続き過程であり被告はその過程において重大な行政手続法違反を積み重ねておりそれを立証する。

その過失程度、重大性、損害と影響力の大きさ

適正と不適正の定義と基準

一職員の違法行為か組織的違法行為か

審理の元となる法律条文等

P1_1) 行政手続法第37条 届出

法令に規定する形式上の要件に適合する届出が提出先の事務所に到達したときは、届出者側の手続上の義務が履行されたものとする

P1_2) 住宅宿泊事業法施行規則：平成二十九年厚生労働省・国土交通省令第二号

第4条7 都道府県知事は、第一項の届出があったときは、届出者に、届出番号を通知しなければならない。

P1_3) 被告の主張：届出書の修正及び追加書類の提出について

原告から提出していただいた届出に係る物件は、平成30年6月12日の電子メールで確答したとおり、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第1項第2号の要件を満たしていません。

・住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第1項第2号

二 現に人の生活の本拠として使用されている家屋、従前の入居者の賃貸借の期間の満了後新たな入居者の募集が行われている家屋その他の家屋であって、人の居住の用に供されていると認められるものとして国土交通省令・厚生労働省令で定めるものに該当すること。

・住宅宿泊事業法施行規則

第2条 法第2条第1項第二号の人の居住の用に供されていると認められる家屋として国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものであって、事業（人を宿泊させるもの又は人を入居させるものを除く。）の用に供されていないものとする。

一 現に人の生活の本拠として使用されている家屋

二 入居者の募集が行われている家屋(※)

三 随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋(※)

P1_1_1) P1_1) について原告・被告とも届出が2018年5月6日に到達していることを認めており、これを争わないが、法令に規定する形式上の要件に適合するかどうかについて争う
→原告は【W】で被告の不正・違法性を立証済み

P1_1_2) 原告は、届出が到達した時点で届出が形式上の要件を満たしていないことは認めるが、5月6日から6月15日までに修正でき、要件を適合させることができたことと主張し、その事実認定を争う
→原告は【W】で被告の不正・違法性を立証済み

P1_1_3) 被告は、6月12日に届出の要件が適合していない項目すわなち拒否・無効理由を原告に通達しており、それに反論し、かつ届出が修正できないもので無効であると認識させたかどうか、またそれがいつ認識できたかについて争う
→原告は【W】で被告の不正・違法性を立証済み

P1_1_4) 原告は、被告の主張する届出が不可逆的に修正できないものと万人が誤解なく認識できる言葉、通知、証明書、日付等について、原告に無効認識させるまでの一連の手続き過程において被告の行政手続き上の不正・違法性について争う
→原告は【W】で被告の不正・違法性を立証済み

P1_2_1) 原告は、被告が適正な行政手続きをすれば2018年6月15日には届出番号を交付し、原告に通知してきたことについて争う
→原告は【W】で被告の不正・違法性を立証済み

P1_3_1) 原告は、被告の住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第1項第2号の解釈について争う
→原告は【W】で被告の不正・違法性を立証済み

被告の公権力の誤った使い方が原因

住宅宿泊事業法と住宅宿泊事業届出は国が国民に与えた権利の届出手続きであり（法令・省令）であり、国から被告中央区に委ねられたのはその事務手続きであって、届出番号を交付するか否かの立法権も司法権も有しない。三権分立では行政は行政権のみ与えられており、被告が行使できる自治権の範囲の公権力は届出番号交付後の住宅宿泊事業の運営制限や指導のみであって、住宅宿泊事業届出は行政手続法第37条届出に沿って粛々と進めなければならない、その形式上の要件の確認において、被告が自らの解釈を一方的に原告や届出者に押し付けることはできない。またその手続の決裁過程は国（省庁）と国民に報告する義務があり、それが地方公務員の国民に奉仕する職務の意味であり、その範囲と公務員の権利は地方公務員法で定められているのである。

→原告は【E_2) 行政手続き違反点数表】で被告の不正・違法性を採点済み

P2) 地方公務員法違反の立証

P1) 行政手続法違反が立証できなければP2は審理無効

行政手続法違反が立証されれば自動的に地方公務員法違反の立証なり、審理はその程度の問題

→対象範囲とその程度の裁定は、裁判官ではなく自治体の長であるならここでは地方公務員法違反の認定可否のみとなる

懲戒処分対象か否か

どの程度の処分相当か審理

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

→行政手続法違反が立証されれば、被告は地方公務員法第二十九条に抵触し、地方公務員法に違反することを立証する

(サービスの根本基準)

第三十条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

→行政手続きにおける数々の不正・違法行為の立証から、被告は全体の奉仕者、すなわち国民に対する届出手続きの適正な対応を怠り、公務員としての職務を全うしていないことを立証する

→例えば届出が無効であっても、無効であるという適正な手続きがあり、無効にするというのも公権力の行使であり、原告からの度重なる無効決裁通知書を提出しない不誠実さはこれを立証する

(信用失墜行為の禁止)

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

→行政手続法違反が立証されれば、全国の他の自治体の真摯に対応している職員を名誉を傷つけることになり、また住宅宿泊事業届出の不信感に繋がり、被告は本条項に抵触することになりこれを立証する

本裁判では被告が地方公務員法に違反したかどうかの裁定のみでその処分程度は審理および裁定しない

P3) 職権濫用罪の立証

繰り返しになるが、届出番号を交付するかどうか、簡単に言えば届出を無効にしたとしてもその行政手続き上の無効決裁が正当で適正であればなんら問題ない。ここで審理するのは、被告が行政手続きにおいてその公権力を如何に行使して国民に義務のないことを強制し、その権利を侵害したか、という審理である。

※行政手続法違反および地方公務員法違反は、職員および中央区がその公権力を濫用したかどうかの審理いかにして中央区職員はその職権を濫用し、国民に義務のないことを強制し権利を侵害したか

行政手続法の行為の過程における職権濫用罪

行政手続法第37条届出に対する違法な公権力の行使の決裁（無効決裁および有効決裁含む）

公務員として国民に奉仕する義務に対する職権濫用罪

住宅宿泊事業法の解釈に関して、行政にはない立法権、司法権の濫用による三権分立の憲法違反

職員個人の職権濫用か、組織として職権濫用か

(公務員職権濫用)

刑法193条 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したとき

→ 2年以下の懲役または禁錮

P3_1) 人に義務のないことを行わせたことを立証する

住宅宿泊事業届は届出あり、原告の届出が提出先に届けばその義務を完了し、権利を得られるものである。しかしながらその権利は必要十分条件である必要条件届出が到達することと十分条件の形式上の要件を満たすことである。

被告は届出の修正を妨害するだけでなく、修正できないと主張するが、同じ届出である婚姻届、住所変更届などでも同じ対応をするのだろうか。

原告は被告から執拗に【届出を取り下げろ】と命令されているが、届出を無効にする公権力と届出を取り下げろ、という命令はまったく別のものであり、被告は届出を無効にする公権力を有している以上、国民に【届出を取り下げろ】という命令を下すこともできなければ、どの法令に当てはめてもその公権力は有しない。

【届出を取り下げろ】という命令は、原告の度重なる届出の無効決裁通知書の提出を拒否することと連動しており、また被告がこれを原告に対する任意の取り下げ要請という言い分を認めない。取り下げの強制は、被告は自らの無効決裁の証明ができないための不正・違法な公権力の行使であり、またその命令は【公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したとき】に完全に当てはまり、これを持って被告の職権濫用罪を立証する。

届出が被告の解釈通り無効であろうが、行政手続きを適正に行っていると認定されたとしても、【届出を取り下げろ】という命令は、住宅宿泊事業法にも行政手続法にも関係なく、地方公務員が国民に対して義務のないことを強制したことであり、職権濫用罪の要件を満たす。

法律・条文 刑法193条

保護法益 公務の公正（個人の身体・自由）

主体 国家公務員・【地方公務員】・特別職公務員・みなし公務員（真正身分犯）

客体 【人 = 原告渡部薫に対して】

実行行為 職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害する行為

主観 【故意犯】届出の無効決裁通知書を出さず、原告に届出を取り下げさせて届出をなかったことにするため

結果 結果犯、侵害犯

【権利の行使を妨害する行為】

届出が有効な場合：届出番号が交付されその権利によって住宅宿泊事業を営む権利侵害および利益活動の妨害行為

届出が無効の場合：原告は行政手続法第37条届出で保証される国民の届出の行為に対して公権力者が公権力を行使し、その決裁者の拒否・無効理由通知を国民が得る権利の侵害とその結果により行政不服審査請求および不作為申立の権利の侵害行為

実行の着手 -

既遂時期 人が義務のないことを行わされ、又は権利の行使が妨害された時点：確定済み 2018年6月27日
9月5日、10月28日、11月9日、11月30日取下強要を実行

P3_2) 本件における正確な職権濫用罪の定義

【公務員である被告】が【住宅宿泊事業届出の届出番号を交付するかしないの公権力すなわちその職権】を濫用して、自らの不正な公権力行使を隠匿するために【原告である国民、ここでは区民すなわち人】に【届出を取り下げろという義務のない命令】をして、加えて【取下げないと第三者の権利侵害も原告の責任だと第三者に伝え、原告を脅迫】し精神的に追い詰めて【届出を取り下げを強要】し、さらに【原告の届出をするという権利】【届出が有効なら届出番号が得られる権利およびその後の営業権利を奪い不利益を生じさせたこと】【届出が無効なら無効決裁通知書を得られる権利】の行使を妨害したことを立証する。

P3_3) 原告の届出が有効であると立証されれば場合の、その他の職権濫用罪の立証

P3_3_1) 被告は行政手続法第37条届出を届出として適正に手続きを扱わず、その職権を濫用し、旅館業法等の許認可制の申請書として扱い、原告に届出の形式上の要件にないことすなわち義務のないことを強制させた（この行為はすでに立証済み）

P3_3_2) 被告は届出の形式上の要件の解釈および届出書の書面の解釈に、憲法で制定された三権分立である立法権、司法権、行政権のうちの立法権および司法権を侵害し、独自の立法権、司法権を行使し、独善的に住宅宿泊事業法の条項、条文、規則、ガイドラインを遺脱した職権濫用を行い、原告の届出の義務行為を妨害したことを立証する。（この行為はすでに立証済み）

P3_4) 職員個人の職権濫用か、組織として職権濫用か、組織的不正・違法行為を立証する
原告は、2018年8月4日に中央区の関係部署に本件手続きに関する調査依頼をした。【証拠 D_3_4）】

【調査・回答願ひ】保健所職員X氏の住宅宿泊事業届けの妨害行為・権利侵害等について
総務課 総務係、法規係、情報公開係
職員課 人事係
区民生活課 総合相談窓口
広報課 広報係

上記部署に調査依頼したところ、中央区総務部参事（連絡調整・特命担当）総務課長事務取扱 Y氏から回答【証拠 D_3_4）】を得たが、その回答は届出の無効判断が適正である、というのみで、この裁判で主目的としている行政手続きの過程についてはなんら調査も評価も行っておらず、被告と同じ主張を繰り返すのみで、届出を無効にした公権力行使について決裁責任者の無効決裁通知書も提出せず、それが適正な対応だとする行政の認識に恐怖すら覚える。

したがって、原告によってP1、P2、P3が立証された場合には、本件不正・違法行為は中央区の行政組織全体が、行政手続法の適正な手続きというものを軽んじており、その公権力行使のあり方について決裁責任者である行政の長の決裁を仰ぐことなく、また国民に証明責任を果たさず、憲法の基本的人権と三権分立を軽視する独裁的に行政運営できることを証明しており、組織的職権濫用罪であることを立証し、この審理において組織的職権濫用罪の認定可否の裁定を強く望むものである。

時系列で事実関係を整理

5/6：【渡部】届出書を郵送で提出
5/30：【渡部】3週間も返信がない理由を求める
6/1：【中央区】ようやく返答あり、単なる届出なのに慎重に審議を重ねたと説明、また補正箇所について説明あり
6/1：【渡部】補正箇所について質問を返信
6/6：【渡部】届出のプロセスと基準、処理時間に関する透明性を確保するよう提言
6/8：【渡部】6/1の質問に対して1週間以上返答ないため、6/15の施行前にどうするつもりかと問い合わせる
6/8：【中央区】区としての判断を慎重に下すべき事案と考えられると届出の趣旨を理解していない返答あり
6/12：【中央区】形式上の要件の説明もなく一方的に住宅宿泊事業として届出受理とすることは難しいと返答あり
6/12：【渡部】説明に納得行かないが中央区の決定は（法的根拠があるなら）尊重すると返答
6/19：【渡部】中央区から一向に連絡もなければ届出受取拒否の法的な説明も証明もないため、どうするつもりかと問い合わせる
6/21：【渡部】中央区役所職員は行法37条届出の受付義務を放棄し職務責任を全うしないため、当方の届出の義務は完了した確認通知を送信【住宅宿泊業届出は法的に有効が確定】

6/27：【中央区】X氏より届出を無効にした無効決裁証明書の提出を拒否し、渡部に対して届出を取り下げるよう義務のないことを命令した（1回目）

7/10：【中央区】X氏より届出は受理しかねる、という連絡あり。

7/10：【渡部】届出には受理という概念がなく、到達した時点で義務を果たしたことになりその無知識について指摘、また形式上の要件の指摘の修正についてX氏はやり取りを拒否しており、6/21に届出が双方の合意のもと完了したと通知済み、届出者渡部は中央区が拒否する権利を否定していないが拒否するなら責任者の捺印入の拒否理由を文書で提出するよう求めており、かつ届出書と一緒に返送するよう求めたが、その拒否行為が履行されない時点で、届出が正当に完了したことの証明となる。

8/2：【渡部】届出から約3ヶ月が経過し、X氏による届出番号交付妨害による経済的損失もあり、最後通行し、8/5まで回答がない

8/4：【渡部】総務課 総務係、法規係、情報公開係職員課 人事係区民生活課、総合相談窓口広報課、広報係に保健所職員X氏の住宅宿泊事業届けの妨害行為・権利侵害等について調査・回答依頼を提出

8/29：【中央区】Y氏より届出を無効にしたことは適正な対応だと回答あり、手続き過程に問題があると調査・回答再依頼したが、調査報告はなく、適正な対応の一点張り

以後、届出の修正と有効性の確認をするが、同様のことの繰り返し

9/5：【中央区】X氏より届出を無効にした無効決裁証明書の提出を拒否し、届出は受付処理しているという理由で、渡部に対して届出を取り下げるよう義務のないことを命令した（2回目）

10/19：【渡部】東京高裁に国家賠償請求訴訟（民事）を起こし、現在審理中

10/28：【中央区】第三者であるC氏が新規に届出するが、渡部の届出があるため渡部が届出を取り下げない限り、受領・受理できない、と第三者の届出の権利を妨害し、あたかも渡部が第三者の権利侵害しているかのような発言と指導をした

10/31：【渡部】届出の地位確認を通知し、第三者の届出の権利を妨害しようとする通告および職権濫用罪とその動機について立証する

11/5：【中央区】X氏より届出の地位確認は拒否すると回答あり、犯罪動機の立証

11/9：【渡部】被告が職権濫用を隠匿するために取り下げを強要し、かつ届出が有効であることを確認（3回目）

11/30：【渡部】被告の届出の取下げ強要に届し、取下書を提出、ここに公務員職権濫用罪のすべての要件を満たすことを証明する

P4) 住宅宿泊事業届けが有効である立証

※P1) P2) P3) を通じ、以下に中央区および職員が行政手続法第37条届出を不正・違法に無効にしたか立証する

行政手続法第37条届出が有効になる必要十分条件を立証する

届出が到達し、義務が完了したことを立証する

形式上の要件満たすこと → 満たせない妨害行為を立証する

P4_1) 【必要条件】届出が到達し、義務が完了したことを立証する

→これは双方認めており、争っていないので届出は2018年5月6日に提出先機関に到達したと認定する

→原告は【O】で立証済み

P4_2) 【十分条件】形式上の要件満たすこと → 満たせない妨害行為を立証する

→提出先機関の中央区福祉保健部（生活衛生課）が本届出の届出番号を交付できる国から委託された唯一の独占機関であるため

→中央区福祉保健部（生活衛生課）が違法に公権力を行使すれば届出をいかようにでも扱うことができ、事実形式上の要件を独自の解釈で独裁的に適用しているため

→被告は届出は修正できないと主張を繰り返し、修正させないため

- 被告の修正できない理由を原告はすべて反論し、その矛盾をついているため
- 被告は届出は修正できないと主張するが無効決裁通知書を提出しないため
- 届出の無効決裁通知書がないため原告は行政不服審査請求または行政不作為申立ができないため
- 被告は原告に届出を強制的に取り下げろと命令するため
- 被告は届出住所建物が要件を満たさないと主張するが、同一住所、同一マンションで他の届出者の届出を受理し番号を交付しているため届出が修正できないというのは妨害行為と認定できるため
- 被告は原告の届出の地位確認通知書によって届出が区内で有効な状態であると認め届出の必要条件を満たしているにも関わらず十分条件の妨害をするため
- 被告は届出を無効にも有効にもできる公権力を有するが、その決裁期間は許認可制の申請手続きでも許容限度の60日を遥かに超える120日（4ヶ月）経っても無効決裁通知書を提出しないため
- 原告は全国主要政令都市の自治体に同様の届出を提出しており修正を経て届出番号を取得しているため
- 被告が妨害すれば届出番号は何人も得られないため
- 原告は【O】で被告の不正・違法性を立証済み

P4_3) P4_1) P4_2) を持って届出の必要十分条件は満たされ、結果、届出の義務の完了と形式上の要件は満たされたことになる

- 同時に、被告の行政手続法違反、地方公務員法違反、職権濫用罪の立証の必要十分条件も満たされる
- 原告は【O】で被告の不正・違法性を立証済み

P4_4) P4_3) で原告の届出が有効であると立証された場合、届出番号はいつまでに交付されていたか審理し、それを立証する

- 原告は同一の届出を全国の自治体に提出しており、そのほとんどで6月15日までに届出番号を交付してもらった実績から被告が同様に適正な行政手続きをしていれば6月15日に間に合ったことを立証する
- 原告は【証拠 D_12) 6月15日取得の届出番号】で被告の不正・違法性を立証済み

P4_4_1) 6月15日届出番号取得一覧【証拠 D_12) 】

P4_4_2) 被告が6月15日までに届出番号を交付するつもりがまったくなかった届出状況の報告書【証拠 D_8_1) 】

P4_4_3) 被告が観光庁からの届出手続き是正通知（改善通知書）を無視している証拠【証拠 D_8_2) 】

P4_4_4) P4_4_1) P4_4_2) P4_4_3) からも分かる通り、被告は2018年6月15日に住宅宿泊事業法が施行されるとわかっていながら、また5月6日に原告から住宅宿泊事業届出を受領しているにも関わらず、これまでに立証してきた通りだが仮に完璧かつ適正な届出が提出されていたとしても6月15日に届出番号を交付するつもりはなく、可能な限り届出の妨害を行った。6月15日の時点で届出番号交付は0件で全国最低、9月末時点においても届出件数に対する届出番号交付比率は全国最低レベルであり、北海道他届出番号交付率95%を超えるところがあるのに対して同じ届出制度なのでありながらこの極端な違いは、被告による届出の妨害行為の証拠に他ならない。

P4_4_5) 住宅宿泊事業届出の適正な手続き対応とは程遠い

被告が住宅宿泊事業届けを適正に処理していると主張するなら1年以上もかけて6月15日施行の準備期間があったにも関わらず届出が到達してから原告に、届出を慎重に協議して対応する必要はなく、形式上の要件のみ適合するよう修正指導すればよかった。被告の一連の行為は、これまでに立証された証拠ややり取り、統計データからも明らかに届出を不受理する意図的な妨害行為と認定せざるを得ない。民泊新法が施行される日まで、またそれに合わせて届出を最大限の努力で処理するということが適正な行政手続きの姿勢であって、被告のように施行日に届出番号交付0というのは適正な行政手続きと認めるわけにはいかない。中央区は届

出件数自体も極端に少なく、これは被告が届出受付自体も妨害している可能性があることを付け加えておく。

→原告は【E_2) 行政手続き違反点数表】で被告の不正・違法性を採点済み

P5) 損害賠償請求額の立証

P4) の立証により、本来6月15日から住宅宿泊事業の権利と利益を享受できたであろう届出者の損害額を合理的に算出しその根拠を立証する

※P4が立証されなければ損害は発生せずP5は無効

P5_1) 中央区条例内の平日制限ありの場合の損害額算出

P5_2) 中央区条例外の平日制限なしの場合の損害額算出

P4が立証されれば、損害賠償請求額を審理すればよいのでここでの立証は省く

P6) 中央区の条例により住宅宿泊事業の制限は適法か違法かの審理

中央区の民泊条例が適法か違法かはP4とP5が立証できて初めて原告側にその不利益立証が可能になり審理できる

届出が被告の主張通り無効と立証されれば民泊条例は原告の利益・権利には関係ないことになる

また平日制限の損害がなければ実質の被害がなく条例の影響はほぼないことになる

※届出が有効であった場合のみ、条例による被害を立証する

区議会を通じて民主的に決議された条例に異議はないが、それが誰のための条例は審理の余地がある条例が正当化されるのは、中央区住民にとって住宅宿泊事業が不利益および害になる場合である。

中央区には住宅宿泊事業法施行前の以下の情報公開を求める

- ・民泊に対する住民クレーム数
- ・民泊による事故、事件数
- ・中央区のホテル・旅館建築数および予定数（2011年～2020年）

本審理は担当弁護士に委ねる

【C】 中央区の正当理由の立証責任

→中央区が正当かつ適切な行政手続きを主張するなら下C_1からC_4の立証が必要

C_1) 行政手続法に基づき、届出手続きの過程は適正に行われたかの立証

→中央区は自らは当然手続きは適正に行われたと主張するのだからこちらの不正・違法性の主張に対して一つ一つ反論し、正当性を立証すること

C_2) 住宅宿泊事業法と行政手続法に基づき、原告の住宅宿泊事業届けを無効とした根拠の法的有効性と立証

→原告は、無効決裁通知書（決裁責任者捺印入）を提出し、無効決裁およびその正当な理由を法的な有効性ととともに立証すること

→原告は、無効決裁通知書（決裁責任者捺印入）を提出しないのなら、無効決裁通知書なしでなぜ原告の届出の権利を侵害できるのか立証すること

C_3) 原告の住宅宿泊事業届けの地位確認

→中央区は原告に対して届出は無効であると主張しつつも、無効決裁通知書の提出を拒んでおり、無効決裁していない疑惑が存在する。また原告が届出対象物件8部屋のうち2部屋の契約を解除したことにより、新規の賃借者が新たに届出をしたら中央区は原告の届出があるため、新規の届出を受け付けないと回答した。これから判断するに原告の届出は原告の主張する通り中央区内で法的に有効であり、届出の義務を完了していることを中央区自らが証明したことになり、もし区内で無効決裁しているのであれば正々堂々無効決裁通知書（だれが無効決裁したのか）を提出すべきである。中央区の主張と法的解釈には矛盾があり、その説明責任がある

C_4) 被告の立証責任リスト =T_2) 被告の立証責任リスト

原告は本リストの通り、被告の不正・違法性について立証したため被告は否定するなら反証しろ

C_4_1) 【O】 普通賃貸借契約で借りている部屋が【民泊専用の新築投資用マンション】と解釈するのであれば、その法的に有効な解釈を立証せよ

C_4_2) 【O】 普通賃貸借契約が、賃借主である原告にとって住居でない証拠を示せ

C_4_3) 【O】 被告が【民泊専用の新築投資用マンション】と定義するのであれば、その【民泊専用の新築投資用マンション】の所有者（所有権・財産権）がだれであるか示せ

C_4_4) 【O】 被告が、原告が住宅宿泊事業届出で届出た家屋を【民泊専用の新築投資用マンション】とするなら、原告は所有者または原告の知りえない第三者と投資契約を締結しているはずであり、被告は原告がどこのだれと投資契約を締結しているのか立証せよ

C_4_5) 【O】 例えば、原告が原告が住宅宿泊事業届出で届出た家屋の【民泊専用の新築投資用マンション】ファンド等に出資しているのであれば理解できる、その証拠を示せ

C_4_6) 被告は【O_1) 仮にそちらを選択されていたとするならば、】とこの時点で原告が届出を修正できることを示唆している。原告の修正ができないとする主張と矛盾することを説明せよ。被告は原告が届出を修正しても届出住所マンションが投資用マンションであるため要件を満たさないから修正できないと言いたいのだろうが、修正できないということと修正したあと修正箇所と異なる要件で届出が無効になることは別の判断基準であり、この矛盾の言い訳にはならない。ここからわかるのは、被告の妨害意思のみである。

C_4_7) 【O ②】 原告の住民登録（中央区隣接の江東区）だからということで届出の要件を満たさないとも、行政区が拒否できるとはどこにも書いていない。法令および形式上の要件にその要件があるならその条項、条文を示し、立証せよ

C_4_8) 【O ③】 住宅宿泊事業法には同一人が複数の部屋の賃借し、届出を出してはいけないとは規定しておらず届出の形式上の要件に当てはまらない。もし規定しているのならその条項、条文を示し、立証せよ

C_4_9) 【O ③】 中央区が同一人の複数の届出を1つも認めずすべて無効にするのであれば、その法的根拠を示し立証せよ。被告の解釈内でも原告が1つの届出(1つの部屋)に修正すれば届出が有効になることを示唆しているがその矛盾について説明せよ。

C_4_10) 【O ④】 [7] 随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類は必要十分条件でもなく複数の証明書類の提出を義務付けていない。原告は要件にあるコンビニの日用品の領収書を添付しており要件を満たしているが、追加で添付した水道代の名義の解釈は置いておいてこれを原因に要件を満たさないとする法的有効性を立証せよ。

C_4_11) 【O】 被告の言う住宅宿泊事業届出形式上の要件の定義を提示し、具体的に被告の届出のどこが修正できず無効なのか立証せよ

C_4_12) 【O ⑤】 同一住所で異なる届出者に対して届出番号を交付しており、原告の修正できないとする届出と何が違うのか比較して立証せよ【証拠 D_10】

C_4_13) 【O】 届出を無効決裁したのが何月何日で、その過程における行政手続きの処理過程の担当者別処理状況を提出せよ

C_4_14) 【O】 届出を無効決裁した決裁責任者明確にし、原告に示せ

C_4_15) 【O】 被告中央区が適正な行政手続きを証明するならまず無効決裁通知書を提出し、その正当性を立証せよ

C_4_16) 【O】 被告(特にX氏)は、行政の長(中央区長)からその決裁権限を移譲されたという組織上の通達・訓令を立証せよ

C_4_17) 【W】 被告は、届出が無効であると明確に言わない(記載しない)理由を述べよ

C_4_18) 【W】 被告は【困難】【可能性が高い】【受理することは難しい】という言葉を使うがこれが禁止、無効、不可などの100%否定する意味だと解釈するならその証拠を示せ

C_4_19) 【W】 被告は【届出は無効で事後的に修正できる性質のものではない】とは法的にどのような状態を指すのか立証しろ

C_4_20) 【W】 被告は【届出】を【性質のもの】と定義しているが、性質は生物と物理的に存在する物質の特徴を表すものであって、届出という形式上の概念に当てはめて、修正できる性質のものではないというのは、法的にどのような状態を指すのか立証しろ。届出書が印刷物で破れていたりインクで汚れていたものを修正できないの性質ならわかる。届出は通知行為であって、その行為を修正もなければ被告のいうような取り下げという行為も行政手続法第37条届出にはない。

C_4_21) 【W】 被告は【届出】という行為を、【届出書というモノ】に変換し、届出書というモノが修正不可だと言いたいのだろうが、行政手続法第37条届出で国民に与えられた権利は行為の通知権利であって、その行為を修正不可とする法的根拠を示し、立証しろ

C_4_22) 【W】 被告は原告に【届出書を取り下げろ】とその行為を命令し、国民に義務のないことを強制したがこれが職権濫用罪に当たらないことを立証しろ

C_4_23) 【W】 届出者からの要望に対して、【電話やメール、口頭の申し出に対して特別に文書を発することは考えておりません】とのことだが被告がこれを適正な行政手続きであることを示せ

C_4_24) 【W】 【書類の返却ですが、「住宅宿泊事業届出書」以外の添付書類はお返ししたい】とのことだが、この言葉通りであれば届出は区内で決裁処理されており、その法的な地位を確認できる、現時点で届出はどのような地位にあるのか立証せよ

C_4_25) 【W】 被告の【渡部様から届出を取り下げる旨の文書をいただくと幸いです】という届出の行為に対する取り下げ命令と受け取るがそうでないならこれが原告に対するどのような行為を指し、職権濫用罪に当たらないのか立証せよ

C_4_25) 【W】 被告すなわち【公権力を持っている側】が、原告に対してお願い、要望、依頼、要請、要求などのいかなる行為が伴う指示をした場合で、それが国民の義務でなく、原告側がどのような言葉であれその指示に圧力を感じたとすればそれが強制に当たるということを認識するか、そうでなければこの行為は強制に当たらないということを立証せよ

C_4_26) 【W】 被告は原告の届出者には文書で取下書を要求し、被告自身は公権力を行使しながら無効決裁通知書の証明書を提出しない理由を示せ

C_4_27) 【W】 被告は原告の届出の地位確認通知書を無視・無効とするのであれば、その法的根拠を立証せよ

【L】 三権分立、憲法と基本的人権の侵害

P1) P2) P3) P4) P6) が立証されなければ無効

三権分立とは国民をその主権の中心として基本的人権を定め、日本国憲法が制定する立法権、司法権、行政権のことであるが、中央区行政機関は、住宅宿泊事業届けの手続きにおいて自らが持つ自治権すなわち行政権の公権力の範囲を遺脱し、立法権と司法権を不正・違法に行使しており、職権濫用罪であるばかりか、国民の基本的人権を侵害する憲法違反と認定できる。

- L_1) 立法権の侵害
- L_2) 司法権の侵害
- L_3) 基本的人権の侵害
- L_4) 憲法違反の認定可否

被告中央区には行政権しかないのだが、ここで三権分立や憲法、国民の基本的人権まで審理する必要はなく、一般常識的に地方自治体が持つ公権力と行政権について考えをめぐらせればわかることである。

P1) P2) P3) P4) P6) によって被告の不正・違法性が立証された場合、その職員と組織の責任を追求するため審理することとする。

【M】 民泊制限条例は適正な条例か

P4) が立証されなければ無効

- M_1) 中央区民泊制限条例とは
- M_2) 中央区の民泊条例の目的
- M_3) 条例でだれが得をするのか、だれのためか
- M_4) 条例制定までの理由の考察
- M_5) 条例から推測される既得権と利害関係者
- M_6) 原告が中央区の民泊制限条例を不適正とみなす理由

本審理は担当弁護士に委ねる

【T】原告の法的解釈

ここで示すものは原告の立場から審理ポイントをわかりやすく点数表にしたり、その不正・違法性の認定可否のチェックのための早見表であり、被告の立場や解釈を否定したり不利にするものではないを申し伝えておく。

- T_1) 行政手続き違反認定表
- T_2) 被告中央区の立証責任リスト【C_4）と同じ】
- T_3) 審理ポイントと違法認定早見表

T_1) 行政手続き違反認定表

- T_1_1) 届出受領の返答をしない
- T_1_2) 届出者からの確認連絡で初めて返答した
- T_1_3) 届出受領返答に25日間（3週間と4日）かけた
- T_1_4) 届出のやり取りに担当者を名乗らず（部署のみ）
- T_1_5) 届出のやり取りに決裁者を明記しない
- T_1_6) 標準処理時間の提示と説明がない
- T_1_7) 届出の形式上の要件を定義しない
- T_1_8) 届出書の確認作業を慎重かつ協議して対応をする
- T_1_9) 1回の返答に1週間や2週間かけることがあり、その間回答に時間がかかる事情の説明もなし
- T_1_10) 6月15日の民泊新法の施行日をわかっていながら届出番号を間に合わせようとする対応をしない
- T_1_11) 委任状を持った代理人が窓口に向いても無視する
- T_1_12) 弁護士・行政書士の同席を認めない、面談を拒否する
- T_1_13) 無効決裁したのがだれか教えない、決裁者を証明しない
- T_1_14) 決裁者の署名捺印入の無効決裁通知書を提出しない
- T_1_15) 無効と法的に認識させたくないのか【困難】【可能性が高い】【受理することは難しい】という言葉を使う
- T_1_16) 届出者に明確に誤解のないよう届出有効無効性を説明しない
- T_1_17) 行政権しかないのに法を独自の解釈で一方向的に決めつける
- T_1_18) 6月15日の民泊施行日にも届出者に届出が有効か無効かはっきり認知させない
- T_1_19) 届出者が届出の義務完了通知をしたことに対して拒否はするが無効決裁通知書を出さない
- T_1_20) 60日後、120日後に届出の妨害行為により届出の義務が完了したことを通知したことに対して拒否はするが無効決裁通知書を出さない
- T_1_21) 【届出は事後的に修正できる性質のものではない】とは法的にどういう状態を指すのか理解しがたい言葉を使う
- T_1_22) 【届出は事後的に修正できる性質のものではない】は無効を意味するものと解するが無効決裁通知書を出さない
- T_1_23) 届出を取り下げろ、と国民に義務のないことを命令する
- T_1_24) 行政手続法第37条届出は届出の行為と届出書の必要十分条件による義務完了だがその認識を持ち合わせていない
- T_1_25) 届出の義務を完了した行為を認めない
- T_1_26) 届出を受理しない
- T_1_27) 届出書を修正できないものとして修正させない
- T_1_28) 同一住所同一建物の別の届出者の届出番号を交付し、原告の届出は修正させず番号を交付しない
- T_1_29) 届出行為および届出書の法的な地位確認を拒む
- T_1_30) 届出に対して届出が受理されるよう指導するのではなく、拒否理由しか提示しない
- T_1_31) 行政の長に提出した届出を一職員（課長）または部が決裁し、行政の長の決裁証明をしない

T_1_32) 一方的に届出を拒否し、届出者に弁明の機会を与えない

T_1_33) 6月15日の住宅宿泊事業法施行日に30日以上前の届出に対しても1件も届出番号を交付していない

T_2) 被告中央区の立証責任リスト【C_4) と同じ】

T_3) 審理ポイントと違法認定早見表

T_3_1) 行政手続法違反の認定（職員）

T_3_2) 行政手続法違反の認定（組織）

T_3_3) 住宅宿泊事業届出の有効性の認定（1つ）

T_3_4) 住宅宿泊事業届出の有効性の認定（全部）

T_3_5) 職員の地方公務員法違反の認定

T_3_6) 職員の職権濫用罪の認定

T_3_7) 中央区の組織的職権濫用罪の認定

T_3_8) 損害賠償請求の認定

T_3_9) 条例の民泊制限の違法性の認定

【D】証拠一覧

- D_1) 住宅宿泊事業届出書 ✓
- D_2) 住宅宿泊事業届出の要件および添付書類（ガイドライン） ✓
- D_3) 中央区担当者とメールのやり取り
 - D_3_1) 届出手続き上のやり取り（一部） ✓
 - D_3_2) 修正不可な拒否理由 ✓
 - D_3_3) 適正手続きのお願い資料 ✓
 - D_3_4) 調査依頼と回答書（D_14） D_15）と同じ） ✓
 - D_3_5) 無効通知書（決裁者捺印なし） ✓
- D_4) 同一住所の届出番号交付通知書 ✓
- D_5) 代理人委任状と証言書 ✓
- D_6) 地位確認書と関連証明書 ✓
- D_7) 公務員職権濫用罪の証明
 - D_7_1) 公務員職権濫用罪の証明（1回目） ✓
 - D_7_2) 公務員職権濫用罪の証明（2回目） ✓
 - D_7_3) 公務員職権濫用罪と動機の証明（3回目） ✓
- D_8) 観光庁提供資料 ✓
 - D_8_1) 届出状況の報告書 ✓
 - D_8_2) 自治体への改善通知書 ✓
- D_9) 民泊届出の真実（観光庁向けレポート） ✓
- D_10) 同一住所の届出番号交付リスト事例 ✓
- D_11) 同一人の複数の届出番号書類 ✓
- D_12) 原告の6月15日取得の届出番号 ✓
- D_13) 届出の適正なやり取り（修正指導） ✓
- D_14) 【調査・回答願ひ】保健所職員X氏の住宅宿泊事業届けの妨害行為・権利侵害等について ✓
- D_15_1) 中央区からの調査回答と反論の立証 ✓
- D_15_2) 中央区からの破綻した説明の反論の立証 ✓
- D_16_1) 公務員職権濫用罪の立証_取下書 ✓
- D_16_2) 公務員職権濫用罪確定証明証 ✓
- D_16_3) 公務員職権濫用罪と脅迫罪抵触の可能性の立証 ✓

【E】 わかりやすい説明

E_1) 立証と審理プロセス図

E_2) 行政手続きを配送と道交法に例えた話

E_2_1) 具体的な妨害・遅延行為

【受領通知なし】→届出を受けとつても無視、届出者から3週間後に確認があつて初めて回答

【適切な返答なし】→単純な質問で3営業日、1週間や3週間もかけて回答

【都合の悪い質問には回答しない】→適正な手続きをしているので終わり

【渡部の届出は】→特定人物の届出のみを対象とし全国民を公平に扱わないことを示唆する発言

【慎重に協議】→許認可制の申請書でない届出制の届出を慎重に協議して形式上の要件以外の要件を協議し妨害

【困難】【可能性が高い】【受理することは難しい】→届出者に誤解を与える言葉遣い、無効という明確な言葉を使わない責任逃れ発言

【届出を取り下げろ】→義務のないことを強制する職権濫用罪

【無効通知書を提出しない】→決裁責任者による公権力行使の証明をしない

【面談拒否】→形式上の要件の解釈違いの話し合いに応じない、一方的な解釈で独裁的

【代理人面談門前払い】→委任状を持った代理人を窓口で門前払い、公務員法違反

E_2_2) 中央区の行政手続き過程を民間のピザ屋や道交法に例えてどれほど悪質か説明

届出が提出先に届いて、その形式上の要件を確認し、届出番号を届出者に交付する、という一連の行為は、例えばピザ屋が注文を受け、注文内容を確認し、商品を期日（約束の時間）までに道交法に違反することなく配達することである

また中央区は国から住宅宿泊事業届出の事務を独占的に委託されており、どんな嫌がらせや遅延行為、妨害行為をしても届出者は他に依頼することがないため、このような独占の事務作業においてより高い透明性と公平性が求められることを明記しておく。

ピザ屋がバカならピザ屋を変えればいいが、独占事務のためそれができない。

E_2_3) ピザ屋に例えた不正・違法行為

1) 届出を受領したのに、届出者に通知しない行為：注文を受け付けたくない意思表示

例) ピザの注文を受けたのに、注文がなかったことにしたい

2) 慎重に協議して対応：慎重に協議して対応するものではない

例) メニューから注文しているだけなのに注文内容にいちゃもんをつける

例) レシピと調理方法が決まっているのに遅延行為のためピザを慎重に協議しながら焼く

3) 標準処理時間を言わない；配達時間を言わない、届けるつもりなし

例) 注文したピザを届けるのが【困難】、台風が来て配達できない【可能性が高い】ピザを焼く【（受理する）ことは難しい】など言い訳に終始

4) 届出を取り消さない：取消記録が残り本部の責任問題になるので注文は自ら無効（取消）にしない

例) お客に注文を取り消して、と命令する

5) 届出の形式上の要件を定義しない：注文したピザの材料を教えない、勝手に具材は選ぶ

例) 本部が決めたはずのピザのレシピや作り方や具材を確認すると、店舗が勝手に具材を変え、焼き方も配達方法も変える

6) 届出番号をいつまでの交付しない：ピザの配達が遅い

例) 注文内容が間違っている、そもそもそのピザはメニューないと言い始める、いやここはピザ屋じゃなくそば屋だからピザの注文を修正できないと言い始める

E_2_4) 道交法に例えた違反・違法行為

7) 速度違反：届出のやり取りに120日以上かける：25点

- 例) 制限速度オーバーではなく、速度遅延行為、速度違反しても適正な速度で走っていると主張
- 8) 信号無視走行妨害：届出手続きは常に受理できるよう進まなければならない：2点
例) 赤信号無視ではなく、進むべき青信号無視で進まなければいけないのに止まったままで拳句の果てに注文が無効だと言い出す始末
- 9) 放置駐車違反：独自の法令解釈により平気で違法行為を繰り返す：3点
例) 自分で勝手に道路上の空いているところは駐車場と解釈して駐車違反
- 10) 飲酒運転：支離破滅な解釈と矛盾した対応：25点
- 11) 保管場所違反：車両の不法拘束、所有権の侵害：正当な理由と証明なく個人所有のクルマを違法に拘束し返さない。：2点
- 12) 無免許運転：そもそも決裁権を持っていない：25点

違反点数合計82点

15点で免許取り消し、45点で5年の欠格機関

いかに中央区職員の行政手続き上の過程における不正・違法行為が悪質かよくわかる

これの手続きの過程のどこが適正で安全運転、道交法を守っているのか立証せよ

被告の考え方や思想は、配達さえ完了すれば、その途中の道交法を無視して違反しても構わないというのとまったく同じで到底許容することができない

またこれが職員一人の考えではなく中央区行政組織全体としての考え方である以上、これを見過ごすことはできない

E_2_5) その他違反・違法行為

13) 乗車拒否：委任状人物の来訪を無視

14) 同乗者人種差別：弁護士や行政書士の同席を拒否

15) ルート案内拒否：届出の書類を確認するだけなのにあれこれ詮索

16) 配達証明の拒否：郵便でも配送でも受け取った、受け取らなかったの配達証明出すのにX氏が勝手に無効にしたから決裁者が証明書を出さない

届出制

届出制とは、放任状態では、違法行為が行われる可能性があるため、ある行為を行うに当たって、監督官庁に事前通知する義務を課した制度を指す。監督官庁は、違法行為に直結するとの証拠がない限り、届出を却下できない。

行政手続法第37条届出

届出は、法令に定められた形式的要件に適合する届出が法令により提出先とされている機関の事務所に到達したときに手続上の義務が履行されたものと取り扱われる（第37条）。

これも、「届出」の意味から明らかであるが、行政手続法がこのような規定を置いたこと背景には、同法制定以前には行政機関が自らの意向に従わない事業者の届出を「不受理」や「保留」と称して届出があったものと取り扱わないこと（届出受理の不作为）がしばしばみられ、「行政指導」の名の下に法令上その権限が与えられていないはずの規制を行政庁が事実上行ってきたとの理解がある。

被告の対応はまさにこの行政手続法が制定される理由となったことと見事に合致しており、そのための行政手続法違反とその公権力の不正な行使による職権濫用罪が適用されるのが妥当である。

婚姻届を事例に説明

告訴人（男性）がA（女性）さんと婚姻届出を被告の役所に提出したとする。

もし被告の主張通り、告訴人の届出が無効になっているのであれば、A（女性）さんは他の男性と結婚できるはずだが、被告は告訴人の婚姻届出は無効主張しつつ、A（女性）さんが別のB（男性）との婚姻届出を

出そうとすると告訴人が婚姻届を取り下げないとA（女性）さんはB（男性）さんと結婚できないと言い、AさんとBさんの基本的人権を侵害する。

この通りであるとすれば、告訴人は婚姻届を取り下げるのではなく、役所が無効にしたのであれば、A（女性）さんは独身でだれとでも結婚できる状態であるはずで、被告が告訴人に婚姻届出を取り下げろという要求は、告訴人に離婚届けを出せ、という法的な意味でしか解釈できない。

この事例で分かる通り、被告は告訴人の届出を妨害し、その権利を侵害しただけでなく、第三者の届出の権利も侵害し、その上その第三者の権利侵害を告訴人の責任として押し付けたしたのである。

告訴人とA（女性）さんの婚姻届を無効にしたのは被告でありながら、A（女性）さんが別のB（男性）さんと結婚しようとしたら「あなたはすでに告訴人と結婚しているのでB（男性）さんとは結婚できない」と言い放っているのである。

このような矛盾や支離滅裂な法の解釈や行政運営を認めることは憲法の基本的人権や国民の権利を冒瀆することであり、本職権濫用罪を捜査する検察官にはその重要性を鑑みて捜査していただければと切に願うものである。